

九州地方年金記録訂正審議会 第9回総会議事録

1 日 時 令和5年4月18日（火）14時58分から15時30分まで

2 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議室

3 出席者

委員（敬称略、五十音順）

石橋 誠二 委員

古賀 清光 委員

柴田 佐右里 委員

当山 恵子 委員

富川 泰幸 委員

富山 敦 委員

馬場 康夫 委員

宮城 哲 委員

安原 伸人 委員

渡邊 眞美 委員

4 議題

- ・会長代行、部会長及び部会に属すべき委員の指名について

【年金審査課長補佐】

皆様お揃いですので、定刻より若干早いですが、ただいまから、九州地方年金記録訂正審議会第9回総会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます九州厚生局年金審査課の仰木と申します。どうぞよろしくお願いたします。失礼しますが、以後は着座にて、議事に入るまでの間、しばらく進行をさせていただきます。

初めに、お願いごととなりますが、本会議の発言については、議事録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。併せて、九州厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

次に、九州地方年金記録訂正審議会委員の任命についてですが、今回、令和5年4月10日付けで委員6名が任命されました。本来であれば、6名の皆さまに直接、任命通知書を手渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますので、任命された委員につきましては、あらかじめ机の上にお配りさせていただいております。恐縮ではございますが、内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1：九州地方年金記録訂正審議会委員名簿、資料2：会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について、資料3：令和4年度業務実績報告（九州厚生局）、また、会議資料とは別に、記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などを綴ったファイルがございます。

資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、新しく任命された委員がいらっしゃいますので、委員の皆様全員をご紹介します。お手元に配付しております資料1：委員名簿をご覧ください。五十音順にご紹介します。

石橋委員でございます。

【石橋委員】

石橋でございます。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

再任の大城委員でございますが、本日は欠席でございます。

新任の清成委員でございますが、本日は欠席でございます。

古賀委員でございます。

【古賀委員】

古賀と申します。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

再任の柴田委員でございます。

【柴田委員】

柴田です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

当山委員でございます。

【当山委員】

当山でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

富川委員でございます。

【富川委員】

富川です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

富山委員でございます。

【富山委員】

富山です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

新任の馬場委員でございます。

【馬場委員】

馬場です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

再任の宮城委員でございます。

【宮城委員】

宮城です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

安原委員でございます。

【安原委員】

安原です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

新任の渡邊委員でございます。

【渡邊委員】

渡邊です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員として任命された皆様 12 名のご紹介
でした。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

九州厚生局長の大鶴でございます。

【九州厚生局長】

大鶴です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金管理官の高野でございます。

【年金管理官】

高野と申します。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

年金審査課長の町元でございます。

【年金審査課長】

町元と申します。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

そして、先ほども申し上げましたが、私、年金審査課課長補佐の仰木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の大鶴よりご挨拶申し上げます。

【九州厚生局長】

本日は、ご多忙の中、また、遠路の中、ご参集いただきましてありがとうございます。委員の先生方には、コロナ禍の厳しい状況の下で、熱心にご審議いただき、滞りなく、訂正の是非について判断ができておりますことを深く感謝申し上げます。また、今回新たに就任された委員の皆様には、ご多忙の中ご快諾いただき、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

年金記録の訂正については、平成 19 年から総務省の第三者委員会で事業が始められ、平成 27 年からこの九州厚生局に移管されております。申立て件数は、当初に比べれば減少しております。しかしながら、賞与に係る記録訂正の案件が増えておりますが、これは、賞与に対して保険料を賦課したり、それを金額に反映させた制度改正を受けて発生したものであります。年金制度については、短時間労働者への適用拡大や適用業種の見直し、さらには育児期間中の保険料免除など、不断に見直され、複雑となる中で、中長期的にきちんとした年金記録がなされるためには、訂正請求の手続きは必要不可欠なものであらうと思っております。

また、年金機構の事業所調査を契機に訂正請求がなされることが多くなってきて

おります。年金機構自身による記録訂正の割合が増えてきているゆえんです。他方で、事業所調査は重点化が進められております。こうした調査から漏れた方の救済する道として、この記録訂正手続きを広く一般の方に理解いただくことは重要であろうと思っています。

本日の総会は、4年ぶりに参集形式で開催されます。これまで部会の審議で気づいた点や思っていたことなどあろうかと思えます。また、これから参加いただく皆様には、いまだ不明瞭な点などあろうかと思えます。どうぞ、忌憚のないご意見やご質問、また、ご助言をいただければと思えます。

委員の皆様には、今後とも、公平・構成的な審議にご協力をお願いいたしまして、私からの挨拶とします。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

続きまして、議事に入らせていただきます前に、本日の会議の成立についてご報告します。

本日は、委員総数12名に対しまして、10名の委員の方にご出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

また、これから先は、九州地方年金記録訂正審議会運営規則第3条に基づき、富山会長に議事進行をお願いすることといたします。

富山会長におかれましては、昨年の総会で会長に選任されており、任期は2年となっていますので、今年度も富山会長をお願いすることとさせていただきます。

まずは、富山会長より、総会の開催にあたり、ひと言ご挨拶をお願いします。

【富山会長】

皆様、こんにちは。昨年度から会長をさせていただいております富山と申します。会長の任期が2年という事で、本年度までやらさせていただきますので、委員の皆様方、事務局の方々、よろしく願いいたします。

さきほど局長からもありましたけれども、私が入った頃は大人数で、別の会議室を借りて、その後懇親会をさせていただいていました。ここ3年はコロナ禍の関係

で書面による審議でしたが、3年ぶりにリアルな総会ができて大変うれしく思っています。本日は、まだ懇親会には早いかなという事で総会だけですが、活発な審議をお願いします。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、富山会長にお願いいたします。

【富山会長】

それでは、まず、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断します。本審議会の運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

まず、本日の議題及び報告事項については、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できますので公開とします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。よろしく申し上げます。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私の他に、石橋委員と柴田委員の2名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(「はい」との声があり)

事務局は、議事録の整理ができ次第、私と石橋委員、柴田委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。

それでは、議題である本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入ります。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長については、改めて今回指名をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員

が、その職務を行う」とされています。また、第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

これから、私の方で、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行いますので、事務局は資料を配布してください。

(事務局は資料2-1を委員へ配付)

【富山会長】

それでは、私から会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行います。委員の皆さんは、ただいま配付しました資料2-1をご覧ください。

まず、会長代行につきましては、引き続き、安原委員を指名します。安原委員におかれましては、私に事故があったようなときや委員の改選期において、会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いします。

続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名します。本審議会には、3つの部会を設置しております。

第1部会は、私、富山と、石橋委員、渡邊委員、古賀委員の4名で構成し、部会長は私とします。

第2部会は、安原委員、清成委員、柴田委員、馬場委員の4名で構成し、部会長には安原委員を指名します。

第3部会は、宮城委員、富川委員、当山委員、大城委員の4名で構成し、部会長には宮城委員を指名します。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上です。

地方年金記録訂正審議会総会の開催は、今までどおり、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集します。委員の皆さまにおかれては、ただいま指名いたしました部会長の下で、九州厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から令和4年度の業務実績の報告があるとのことですので、説明をお願いします。

【年金審査課長】

年金審査課長の町元でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の折、第9回総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。九州厚生局における令和4年度業務実績につきまして、私からご報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

1ページは、2ページについてのまとめでございます。私の方で読み上げますので、皆様は2ページをご覧ください。2ページ、年金記録訂正受付件数の推移についてでございます。

令和4年度（令和4年4月から令和5年2月まで。）における訂正請求の受付件数は、全国で4,522件、九州で325件であり、前年度と比べて、全国、九州ともに減少しております。

訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あて確認申立てを行っていた期間を含め、平成22年以降減少傾向にあったが、令和3年度は前年度と比べ、全国、九州で増加しております。

繰り返しになりますが、総務省時代、総務大臣あてのいわゆる第三者委員会発足当時、平成19年に5万件的申し立てがあったときと比べますと、令和4年度は令和5年2月末時点で4,522件ということで、減少傾向は変わりがないところでございます。折れ線グラフが全国、棒グラフが九州を表しております。

令和4年度に記載されている数字は、令和5年2月末の速報値でございますので、令和4年度の確定数字ではございません。数字はあくまでもひとつの目安としてお考え下さい。

全国ベースで見ますと、令和元年度、2年度、3年度と受付件数が増加しておりますが、これは厚生年金の一括請求によるものでございます。一括請求とは、簡単に申し上げますと、事業主が、自分の誤りを認めて、事業所分をまとめて請求をするというものでございます。一括請求の増加につきましては、日本年金機構が事業所調査を行った際に、訂正請求を指導している影響があるのではと厚生労働省では考えております。

ちなみに令和3年度は、受付件数6,000件のうち、4,200件が一括請求であるとのことでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

3 ページは、4 ページについてのまとめでございまして、読み上げますので、皆様は4 ページをご覧ください。

令和4年度の九州厚生局における受付・処理状況でございます。

受付件数でございますが、令和4年度の九州厚生局における訂正請求の受付件数は325件であり、前年度同時期と比べて41件減少しております。訂正請求の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が94%となっております。

処理件数ですが、令和4年度の処理件数は338件、九州厚生局処理66件、日本年金機構処理251件、取下21件であり、前年度同時期と比べて50件減少しております。処理件数の割合は、九州厚生局処理が20%、日本年金機構処理が74%となっております。

受付件数が325件、前年度同時期と比べて41件減少となっておりますが、請求取下げ等の関係により、令和5年3月末の数字が未だ確定しておりませんので、3月欄は空欄となっております。4月中には数字が確定するものと思われま

す。受付件数の制度別割合で申しますと厚生年金が305件、全体の94%ということで、厚生年金がかなりの位置を占めているということでございます。厚生年金の請求内容につきましては、さきほど局長からもありましたが、全国的な傾向でございますが、賞与の届出もれ事案がほとんどでございます。

平成15年4月から賞与届の提出が始まったところでございますが、事業所の認識不足等により届出が提出されていないというケースがまだまだございます。日本年金機構としましても広報・事業所調査等を通して、さらに制度について周知を徹底していくと申しておるところでございます。

受付件数の全てについて当局で調査・処分を行うものではなく、年金記録訂正の方法は、年金事務所段階で訂正できるケースと年金事務所段階で訂正できず、当局で処分を行うケースがございます。証拠書類が残っているなど周辺事情が明らかなケースは年金事務所で訂正が可能であり、そうでないケースが厚生局へ上がってくることとなります。

今こちらで紹介している数字は、年金事務所で受け付けた「総数」になります。

続きまして処理件数ですが、合計欄をご覧ください。繰り返しになりますが、令和4年度の処理件数は338件（九州厚生局処理66件、日本年金機構処理251件、取下げ21件）となっております、前年度同時期と比べて50件減少しています。

これは、令和3年度は前年度からの未処理繰り越し分が71件と多くあり、令和4年度は前年度からの未処理繰り越し分が29件と少なかったことにもよります。令和3年度に前年度からの未処理繰り越し分が多かった理由としましては、コロナの影響があり、部会が思うように開けず開催回数が減ったことにもよります。

続きまして取下が合計で21件ございますが、取下げる理由としましては、調査の過程で請求者が事情を納得のうえ取り下げるといったケース、たとえば、請求者の勘違いであった等、または訂正することにより請求者が不利益を被るといったケース、たとえば訂正することにより年金額が下がる又は返納金が発生する等がございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

5ページは、6ページについてのまとめでございます、読み上げますので、皆様は6ページをご覧ください。

令和4年度の部会開催状況等についてでございます。

令和4年度の九州地方年金記録訂正審議会（部会）の開催回数は32回であり、前年度同時期と比べて9回減少しております。部会の付議件数は68件であり、前年度同時期と比べて60件減少しております。議決の内訳は、訂正が56%、不訂正が44%となっております。

受付件数の減により、部会の開催回数も減となっております。

繰り返しになりますが、部会の付議件数は68件であり、前年度と比べて60件減少となりました。先ほど処理件数のところで申し上げましたが、こちらについても前年度からの未処理繰り越し分の影響がございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページから9ページにつきましては、厚生労働省のホームページに掲載されております直近のものでございます。

7ページ左側に令和5年2月単月の受付・処理状況、右側が平成27年3月から令和5年2月までの累計の受付・処理状況でございます。ここでも厚生年金の受付件数に占める割合が、単月、累計ともに大部分を占めております。

ここではじめて請求却下の欄に数字が上がっておりますが、これにつきましては、訂正請求に当たらないもの、例としましては、自分が納めた国民年金の納付日が年金記録にある日付けと違うといったようなものがございます。古い記録になります

と、国民年金は、被保険者が役場において印紙を購入のうえ、役場が検認を行うという方法がとられておりましたので、被保険者が実際に納付した日とは異なり、役場が検認した日が記録に残されておりますが、年金給付には全く影響がないことから請求却下となるようなケースがございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

令和5年2月分単月の各厚生局ごとの受付・処理状況でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

平成27年3月から令和5年2月までの累計の各厚生局ごとの受付・処理状況でございます。8ページ、9ページをご覧くださいますと、厚生年金に比べて国民年金の不訂正の件数が多いことがお分かりいただけると思います。

国民年金の訂正請求につきましては、事業所が絡んでいる厚生年金と違い、周辺事情や証拠書類等が一切ないという事案が多くございます。なかには、本人は関与しておらず、既に死亡している親が納めたはずであるという記憶だけで請求される事案なども多いため、なかなか記録訂正につながらないといった状況でございます。

大変駆け足で恐縮でございますが、令和4年度業務実績報告につきましては、以上のおりでございます。

ご意見、ご質問等ございましたら、のちほど承りますので、よろしく願いいたします。

【富山会長】

その他に、事務局から説明しておきたい事項がありますか。

【年金審査課長】

特にございません。

【富山会長】

本日の総会全体を通して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【富山会長】

よろしいでしょうか。

それでは、質疑応答を終了いたします。

本日、ご質問等ありませんでしたけれども、今後の部会の方などをご活用いただければと思います。

それでは、事務局から連絡事項などあれば、お願いします。

【年金審査課長補佐】

それでは、今後の審議会の方等をご説明します。

本審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長とご相談の上、日程調整をさせていただきたいと思いますが、概ね、年に1回、4月頃と見込んでおります。また、各部会の開催につきましては、九州厚生局長からの諮問が付議された部会の部会長名にて所属委員の皆さまに連絡をさせていただきます。また、訂正請求の受付件数にもよりますが、今後も、概ね月1～2回程度の開催予定です。

本日の資料でございますが、本日は、お持ち帰ることなく、そのまま机の上に置いてお帰りいただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、この後、10分程度のトイレ休憩をはさみ、各部会の委員の皆様と職員との打合せを行いますので休憩後、1部会の委員の皆様は、隣の審議室へ、2部会の委員の皆様は、前方へ、3部会の委員の皆様は、後方へお集まり下さい。

以上でございます。

【富山会長】

本日の九州地方年金記録訂正審議会総会はこれで終了します。ありがとうございました。